○旭市行政評価実施要綱

令和８年５月１日
訓令第７号

（目的）

第１条　この訓令は、行政評価に関する基本的な事項を定め、成果を重視した行政評価を適正かつ円滑に実施することにより、効率的かつ効果的な行財政運営を推進し、もって市民サービスの向上を図るとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　行政評価　次条に規定する対象に対し、第４条に規定する方法を用いて行う評価及び検証をいう。

（２）　事務事業等　個別の事務事業、業務及び作業をいう。

（行政評価の対象）

第３条　行政評価の対象は、市が実施する全ての事務事業等とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（行政評価の種類及び実施方法）

第４条　行政評価の種類及び実施方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　内部評価　市組織内部において、前条に規定する対象の自己点検又は組織横断的な点検により検証を行う方法

（２）　外部評価　学識経験者等で構成される第三者機関の意見を聴取し、客観的な視点から検証を行う方法

（３）　その他市長が必要と認める手法

（テーマの設定）

第５条　市長は、効率的な評価を実施するため、特定の重点テーマを設定し、当該テーマに該当する事務事業等を選択して評価を実施することができる。

（市民意見等の聴取）

第６条　市長は、行政評価の実効性を高めるため、必要があると認めたときは、旭市行政改革推進委員会設置要綱（平成１７年旭市告示第１

４８号）に規定する旭市行政改革推進委員会に対し、意見を求めることができる。

（評価結果の活用）

第７条　市は、行政評価の結果を次の各号に掲げる事項において適切に活用するよう努めるものとする。

（１）　旭市総合戦略等の重要計画の進行管理及び見直し

（２）　予算編成方針の決定並びに予算の要求、査定及び事業の改廃

（３）　組織改編及び定員管理への反映

（評価結果の公表）

第８条　市長は、毎年度、行政評価の結果を公表するものとする。

（制度の見直し）

第９条　市長は、行政評価を実施する過程を通じてその改善と発展が図られるよう、継続的に制度の見直しを行うものとする。

（庶務）

第１０条　行政評価に関する庶務は、行政改革推進課において処理する。

（その他）

第１１条　この訓令に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、公示の日から施行する。

（旭市行政評価実施要綱の廃止）

２　旭市行政評価実施要綱（平成２８年旭市訓令第８号）は、廃止する。